

[事案 29-26] がん手術給付金支払請求

・平成 29 年 11 月 13 日 裁定終了

<事案の概要>

膀胱がんおよびその再発にかかる手術を受けたことを理由に、手術給付金を請求したところ、いずれの手術も給付倍率 10 倍による手術給付金が支払われたが、初回の手術については給付倍率 40 倍で、再発の手術については給付倍率 20 倍での手術給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

膀胱がんおよびその再発にかかる経尿道的膀胱悪性腫瘍手術に対する手術給付金について、平成 13 年 4 月に契約したがん保険に基づき、以下の理由により、給付倍率 10 倍ではなく、それぞれ給付倍率 40 倍および 20 倍で支払ってほしい。

- (1) 保険会社は、各手術が約款に定める「ファイバースコープによる悪性新生物手術」（給付倍率 10 倍）に該当するとするが、同手術種類には、「根治」の文字がないため、初回の手術は「悪性新生物根治手術」（給付倍率 40 倍）に、再発の手術も根治手術のため「その他の悪性新生物手術」（給付倍率 20 倍）に該当する。
- (2) 保険会社との間で締結した別契約に付加された疾病入院特約では、初回の手術は 40 倍、再発の手術は 20 倍の給付倍率で手術給付金が支払われている。
- (3) 他保険会社のがん保険では、初回の手術は 40 倍、再発の手術は 20 倍の給付倍率で手術給付金が支払われている。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 初回の手術と再発の手術は、約款に定める「ファイバースコープによる悪性新生物手術」に該当する。
- (2) 別契約に付加された疾病入院特約および他保険会社のがん保険の約款は本契約の約款と異なるため、同様の給付倍率で手術給付金を支払う根拠にはならない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人の主張等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、各手術は約款に定める「ファイバースコープによる悪性新生物手術」に該当することから、給付倍率 40 倍および 20 倍での手術給付金の支払いは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。